5.リサイクルボックスについて

環境問題についてお尋ねします。

令和 4 年 4 月、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が施工され、今後はプラスチックの資源循環を促し、循環型社会の更なる実現に向けての取り組みが求められています。

中でも私たちに身近なペットボトルは、行政が行うごみ収集の他に、自販機事業者や飲料メーカー等が設置するリサイクルボックスによる回収が行われています。しかし、屋外設置のリサイクルボックスには、ペットボトル以外のごみが混入し、全国清涼飲料連合会の調査によると異物混入率は 31%との報告がなされています。このような現状は、事業者によるリサイクルの妨げとなっています。また、異物でリサイクルボックスが一杯になったり、投入口が塞がれたりすることで自販機周辺に空き缶やペットボトルなどが散乱することも発生しています。

そこでまず、この問題について県はどのように認識されているのかお伺いします。

リサイクルのためにボックスから異物を取り除く作業は事業者の大きな負担となっています。近年、事業者団体の取り組みとして、新機能型リサイクルボックスの設置が進んでいます。新機能型リサイクルボックスは、投入口の角度や大きさを工夫し、プラスチックカップや紙くず

などが投入しにくいものとなっています。

昨年度に行われた環境省の実証事業では、この新機能型リサイクルボックスを設置した箇所の 76％で異物混入率が低減したという結果も出ています。

そこで、自販機リサイクルボックスの適正使用や自販機周辺のごみ散乱の防止について、本県のホームページに新機能型リサイクルボックスの設置効果を紹介するなど、県民に向けたモラル向上への周知啓発を図ってはどうかと思いますが、知事のご見解を伺います。

【服部知事の答弁】

① リサイクルボックスへの異物混入等に対する認識について

リサイクルボックスに、紙コツプなどの異物が混入することで、異物と再生資源とを分別する作業が必要となります。また、自動販売機の周辺にペットボトルなどが散乱することで、その一部が河川や水路から海に流出し、細かく砕かれたマイクロプラスチックになってしまうなどの問題が生じます。

このため、リサイクルボックスに異物を投入しないことや、ごみを散乱させないことについて、県民の意識を醸成していくことが、リサイクルの推進及び海の環境保全のために重要だと考えます。

② リサイクルボックスの適正使用や自動販売機周辺のごみ散乱防止に関する周知啓発について

県では、今年９月に開設した「ふくおかプラごみ削減応援サイト」や、YouTubeで配信している啓発動画において、県民のみなさんがリサイクルボックスの役割について理解を深めていただけるよう発信し、効率的なリサイクル推進への

協力を求めています。

　また、昨年度、街なかに散乱するごみが海に流出し、海洋環境に影響を与えていることを訴えるテレビCMを放映するなど、ごみ散乱防止に関する啓発を行っています。

　今後とも、こうした取組をはじめ、ご指摘のあった環境省の実証事業について、「ふくおかプラごみ削減応援サイト」で紹介するとともに、「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」の構成員である事業者に情報提供するなど、リサイクルボックスの適正使用及びごみ散乱の防止について、意識の醸成を図ってまいります。